

個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき、公表又は本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

岩手県農業共済組合

1. 当組合が取扱う個人情報の利用目的（法第 17 条第 1 項関係）

（1）農業共済事業

加入申込・引受審査（農業共済資格団体・地域集団一括引受、農作業受委託契約）・損害評価・共済金等の支払・損害防止、加入推進のほか、次に掲げる利用目的に利用させていただきます。その他の目的に利用することはありません。

- ① 新規需要米（飼料用米及び米粉用米）引受にかかる地域農業再生協議会への確認
- ② 経営所得安定対策への対応にあたり、地域農業再生協議会、東北農政局岩手県拠点が行う、水稻・麦・大豆・そばの作付確認、麦・大豆・そばの畑作物については交付金に係る営農計画書の作成・協力

（2）農業経営収入保険事業

加入申込、加入承継、つなぎ資金の貸付け申請、保険金の請求、加入推進

（3）組合員管理

組合員の方々への催事のご案内、総代・共済部長等関係者の方々への会議・研修会のご案内、農業共済新聞の購読管理

（4）法令により必要と判断される場合、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する場合、公的機関からの調査依頼に応ずる場合、公共の利益のために必要と考えられる場合、他の共済、保険との支払分担（建物・農機具共済）を行う場合に必要範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

（5）特定個人情報の利用目的は、法令により認められる範囲内において利用するとともに、取得時に利用目的を明示させていただきます。

2. 当組合が取扱う保有個人データに関する事項（法第 32 条第 1 項関係）

（1）当該個人情報取扱事業者（当組合）

名称 岩手県農業共済組合
住所 岩手県花巻市下根子 821 番地
代表者 組合長理事 沼田弘美

（2）すべての保有個人データの利用目的

当組合では、組合員・加入者の皆さま方の住所・氏名・電話番号・金融機関の口座番号等の個人データを基礎情報として、引受・引受審査（農業共済資格団体・地域集団一括引受、農作業受委託契約）・損害評価・共済金の支払に関する個人データを事業情報として保有しており、この個人データは農業共済事業及び収入保険事業における引受・損害評価、損害防止、加入推進、催事のご案内、総代・共済部長等関係者の方々への会議・研修会の

ご案内、農業共済新聞の購読管理・購読案内のほか、次に掲げる利用目的に利用させていただきます。その他の目的に利用することはありません。

- ① 新規需要米（飼料用米及び米粉用米）引受にかかる地域農業再生協議会への確認
- ② 経営所得安定対策への対応にあたり、地域農業再生協議会、東北農政局岩手県拠点が行う、水稻・麦・大豆・そばの作付確認、麦・大豆・そばの畑作物については交付金に係る営農計画書の作成・協力
- ③ 特定個人情報の利用目的は、法令により認められる範囲内において利用いたします。

(3) 開示等の求めに応じる手続き

当組合で保有する個人データに対し、利用目的の通知、開示、訂正などの求めを行うことですが、開示等の手続きにつきましては次のように対応させていただきます。

i 開示等の求めのお申出先

本所	総務課	TEL 0198-29-5939	受付時間 午前9時から午後5時まで (組合の休日を除く)
県北基幹センター	総務課	TEL 019-601-7491	
県南基幹センター	総務課	TEL 0197-25-6631	

ii 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

ご本人又は代理人による開示等の受付については、組合の所定の書面により各基幹センター又は本所総務課において受付します。やむを得ない事情がある場合は、本人に限り書面により郵送で受け付けします。

iii 開示等の求めをする者がご本人又はその代理人であることの確認の方法

窓口において、本人であることを証明できる個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、健康保険の被保険者証又はパスポート、印鑑登録証明書（交付日より3か月以内のもの）と実印のいずれかの提示をいただきます。

郵送の場合には、個人番号カード、運転免許証又はパスポートの写しのほか住民票及び請求書に実印の押印と印鑑登録証明書（交付日より3か月以内のもの）の同封をいただきます。

代理人による場合は、代理人資格の確認を求めますので、法定代理人の場合は、請求者本人との続柄を証明できる住民票その他続柄を証明できるものを、任意代理人の場合は本人の印鑑登録証明書（交付日より3か月以内のもの）付きの請求書及び委任状と直接的に本人であることを証明できる個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証又はパスポートの提示をいただきます。

iv 利用目的の通知又は開示を求める際の手数料の額及び徴収方法

利用目的の通知又は開示の請求については、1件当たり郵送料金(実費)の事務手数料をいただきます。手数料の徴収方法については、口座振込とし開示通知の際に納入通知書を同封いたします。

(4) 保有個人データの安全管理のために講じた措置

安全管理措置	措置の概要
--------	-------

基本方針の策定	関係法令等の遵守、苦情相談等に適切に対応するための基本方針「個人情報保護方針」を策定。
個人データの取扱いに係る規律の整備	個人データの取得、利用、提供、削除、廃棄、開示等の取扱いのために個人情報の保護に関する規則等を策定。
組織的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規則により責任者、管理体制、漏えい・紛失等の報告体制を明確化 ・ 規則に従った、個人データの取得、利用、提供、削除、廃棄、開示等の取扱い ・ 業務内容の記録により、個人データが取り扱われた業務の確認 ・ 個人データの取扱いについての自らの点検
人的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員への個人データの取扱いについての研修 ・ 就業規則への秘密保持の記載
物理的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な情報システムを管理する区域の入室制限 ・ 個人データ取扱い区域の侵入制限 ・ 施錠を施した区域での保管 ・ 電子媒体を持ち運ぶ際のパスワードによる保護 ・ 復元不可能な手段による廃棄
技術的安全管理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムについては、ユーザーIDの付与によるアクセス制御 ・ ファイアウォールの設置による不正アクセスの遮断 ・ セキュリティ対策ソフトウェアの導入 ・ ソフトウェアの最新状態への自動更新

(5) 保有個人データの取扱いに関し、当組合が設置する苦情のお申出先

(3) i 開示等の求めのお申出先と同じです。

3. 共同利用に関する事項（法第27条第5項第3号関係）

法第27条第5項第3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態においているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめご本人の同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

この規定に基づき、当組合が共同して利用する場合については次のとおりです。

(1) 外部との共同利用

共同利用の目的、個人データの管理について責任の所在等

共同利用の目的	共同利用する者の範囲	利用する者の利用目的	当該個人データの管理について責任者の氏名又は名称
農業共済事業における保険・再保険	保険契約 農林水産省	保険契約の締結に関する引受審査、保険契約の履行（保険金支払）のため。	岩手県農業共済組合長

契約締結	保険契約 全国農業共済組合 連合会	建物共済における保険契約の締結に関する引受審査、保険契約の履行（保険金支払）のため。	
農業共済事業における要領・要綱等に定められた事務の遂行	管内の地域農業再生協議会及び農業協同組合	①水田情報の一体化事務に係る照合により一元管理を図るため。 ②飼料用米・米粉用米の引受にあたり新規需要米取組計画、生産製造連携事業計画の認定状況を確認するため。 ③経営所得安定対策にかかる作付確認事務及び営農計画書作成に協力するため。	
	東北農政局 岩手県拠点	①飼料用米・米粉用米の引受にあたり新規需要米取組計画、生産製造連携事業計画の認定状況を確認するため。 ②農作物共済(麦)、畑作物共済(大豆、そば)の引受確定にあたり、畑作物の直接支払交付金の交付状況を確認するため。 ③経営所得安定対策にかかる作付確認事務及び営農計画書作成に協力するため。	
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る死亡牛の調査	東北農政局 岩手県拠点	家畜共済死亡牛の情報共有による、牛個体識別情報整備促進のため。	
家畜診療業務の遂行	指定獣医師及び嘱託獣医師	①病傷事故診断書作成のため。 ②死廃事故診断書・検案書作成のため。	
農業共済新聞等の購読者管理	全国農業共済協会	購読申込・中止等の管理のため。	
収入保険事業の受委託契約による事務代行	全国農業共済組合連合会	受委託契約による事務代行のため、引受調査（審査）・現地調査等を実施するため。	

(2) 共同利用する個人データの項目

共同利用する内容	個人データの項目
農業共済事業における保険契約締結	住所、氏名、組合員等コードのほか、各事業における引受・損害評価等の情報
農業共済事業における要領・要綱等に定められた事務の遂行	①水稲情報の一体化事務に係る照合 氏名、組合員等コード、地区コード、地名・地番、その他共済加入申込書に記載された内容 ②飼料用米・米粉用米の認定状況 新規需要米取組計画、生産製造連携事業計画の認定にかかる生産者氏名、水田地名・地番、作付品種、面積、生産量の各情報 ③経営所得安定対策にかかる作付確認事務及び営農計画書作成に協力 水稲・麦共済加入申込書、大豆共済・そば共済加入申込書にかかる住所、氏名のほか、組合員等コード、地名・地番、作物名、作付品種、面積、用途区分、引受審査結果情報等の各情報 ④畑作物の直接支払交付金交付状況の確認 氏名、住所、電話番号、組合員等コード、交付申請者管理コード、引受面積の各情報
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る死亡牛の調査	牛個体識別番号、死亡年月日
家畜診療業務の遂行	住所、氏名、組合員等コード、個体番号、名号、生年月日
農業共済新聞等の購読者管理	住所、氏名、組合員等コード、購読契約の種類
収入保険事業の受委託契約による事務代行	住所、氏名のほか、同事業における引受（税務申告関連）・保険金等の支払に係る各種情報

4. 匿名加工情報の取扱いに係る公表について（法第 43 条第 4 項、法第 44 条関係）

匿名加工情報を作成したとき又は匿名加工情報を第三者に提供した場合は、当組合ホームページ上に情報の項目、提供方法等について公表します。

令和 6 年 6 月 1 日改正